

第7回計画部会(PPP/PFI推進アクションプラン)

計画部会構成員の意見等を踏まえた アクションプラン推進施策

平成29年 4月



ひと、暮らし、
みらいのために

厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 水道課

計画部会構成員の意見等を踏まえたアクションプラン推進施策①

番号	計画部会構成員の意見等	回答／対応方針	具体的取組
19	<p>水道事業に関して、事業者から見た長期収益性、住民から見た安全性確保という課題に対して、より一層の具体的取組を検討していくことが必要</p>	<p>地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する等の水道法の一部を改正する法律案が平成29年3月7日に閣議決定され、同日に国会へ提出された。 今後、同法案の早期成立に向けて努力するとともに、成立の際には円滑に施行することができるよう、新たな許可制度の運用の詳細検討を進める。</p>	<p>水道法の一部を改正する法律案が成立した際には、<u>水道事業におけるコンセッション制度の運用について、事業の安定性、安全性、持続性の確保に留意するとともに、新たな許可制度の運用について詳細検討する。</u></p>
22	<p>デューディリジェンスの支援制度を充実させることにより地方公共団体にコンセッション事業等の検討を促すことが必要</p>	<p>官民連携推進協議会等において、国の取組みや支援事業の内容に関する情報提供や助言を行うとともに、官民の対話・協議の場として活用することにより、水道事業におけるコンセッション事業等の検討促進につなげる。</p>	<p>水道分野におけるコンセッションを含む官民連携事業の検討を促すために、<u>厚生労働省が実施する支援事業の積極的活用に向けて、全国各地で開催する「水道分野における官民連携推進協議会」等を活用した啓発活動を継続実施する。</u></p>

計画部会構成員の意見等を踏まえたアクションプラン推進施策②

番号	計画部会構成員の意見等	回答／対応方針	具体的取組
23	特に、先導的事業(水道事業等)に対する集中的・強力なサポートの実施が必要	水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野での先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。また、水道法の一部を改正する法律案が成立した際には、水道事業におけるコンセッション制度の運用について、コンセッションを検討している地方公共団体等関係者の意見を踏まえながら、新たな許可制度の運用について詳細検討するとともに、具体的な許可申請の手続きについてもサポートする。	<u>水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野での先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。</u> また、水道法の一部を改正する法律案が成立した際には、水道事業におけるコンセッション制度の運用について、 <u>コンセッションを検討している地方公共団体等関係者の意見を踏まえながら、新たな許可制度の運用について詳細検討するとともに、具体的な許可申請の手続きについてもサポートする。</u>
27	補助金・交付金対象プロジェクトの洗い出しを行い、PPP/PFI検討要件化の対象事業の拡充が必要	水道事業に係る施設整備については、水道料金による整備を原則とした上で、高料金化の防止や耐震化・広域化などの政策的に特に推進する必要があると認められる事業を対象に、その整備に要する費用の一部に対し支援を行っている。平成27年度からは水道事業における官民連携の導入に向けた調査・検討等に要する経費の一部についても交付対象としており、水道施設整備費補助等においてPPP/PFIの検討の要件化は考えていない。	<u>平成27年度から地方公共団体が実施する水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討に要する経費について財政支援を行っており、引き続き官民連携の推進に努める。</u>
33	補助対象事業におけるバンドリング化や広域化の検討の要件化が必要	平成29年度より配水池や浄水場といった基幹水道構造物の耐震化をする場合には、 <u>事業の実施前に近隣事業体との広域化を検討することを要件としており、対応済み。</u>	対応済み。